附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第八号、別紙様式第九号及び別紙様式第十号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新規則の規定を適用した場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

３　前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

その他告示

○文部科学省告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十七日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
西月ヶ岡遺跡	昭和五十一年文部省告示第百四十九号	北海道根室市西浜町三丁目 同　西浜町六丁目 同　東和田	八七番四 二番三、三番一、四番一、五番一、一〇番一 一番のうち実測一三二・一三平方メートル 北海道根室市西浜町六丁目一〇番二と同穂香九〇番四に挟まれ同西浜町六丁目一番一と同東和田三番に挟まれるまでの水路敷のうち実測六三五四・六〇平方メートルを含む。 備考　一筆の土地及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道文化財担当部局及び根室市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
磯浜古墳群	令和二年文部科学省告示第十七号	茨城県東茨城郡大洗町字五本松 同　字日下ケ塚	二八九三番、二八九六番 二八六五番五
上野国多胡郡正倉跡	令和二年文部科学省告示第十七号、令和三年文部科学省告示第百六十九号及び令和六年文部科学省告示第百四十六号	群馬県高崎市吉井町池字岡	五四五番四、五四五番五
中山道	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第二十五号、平成二年文部科学省告示第十八号、平成二十八年文部科学省告示第百四十五号、令和元年文部科学省告示第十三号、令和四年文部科学省告示第二十九号及び令和五年文部科学省告示第七号	群馬県安中市松井田町坂本字峠	国有林一三三林班ぬ小班のうち実測四七五・二八平方メートル 備考　国有林のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を群馬県文化財担当部局及び安中市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
築瀬二子塚古墳	平成三十年文部科学省告示第百八十九号	群馬県安中市原市字鍛治村	一二六五番一、一二九七番三
デーノタメ遺跡	令和六年文部科学省告示第百四十二号	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地	一五〇一番
下野谷遺跡	平成二十七年文部科学省告示第三十八号、平成二十八年文部科学省告示第三十一号、平成三十年文部科学省告示第十八号、平成三十年文部科学省告示第十九号、令和二年文部科学省告示第二十三号	東京都西東京市東伏見六丁目	二七三番二八